

## 業務規程の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第32条の7、 第32条の9等	「ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。」とございますが、新設電源の場合、連系契約書の発行等が、容量オークションの応札の受付終了の直前になることも想定されます。当該審査には、連系契約書の発行等は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、連系契約書は審査時に提出頂く資料としておりません。 なお、市場参加資格事業者の基本情報（事業者情報及び電源等情報）の登録の際にご提出頂く資料に関しましては、容量市場業務マニュアルにおいてお示しする予定です。
2	第32条の9等	「その内容の妥当性について審査を行う。」とはどのような基準で審査を行うのでしょうか。特に応札上限容量は供給計画以外の判断基準で制限されることはないという理解でよろしいでしょうか。	本機関は、市場参加資格事業者からの各種登録申込みに対し、容量市場システムに入力頂いた内容とその際に提出頂く証憑等を比較し、内容に齟齬が無いか審査を行います。そこで、内容に齟齬があれば不適切とみなし差し戻します。 応札上限値となる期待容量の審査に関する供給計画以外の判断基準に関しましては、第3項の回答をご参照ください。
3	第32条の15	「その他関連情報」とは具体的にどのような情報を指しておりますでしょうか。また、「その内容の妥当性について審査する。」とはどのような基準で審査するのでしょうか。期待容量が供給計画や参入ペナルティ以外の判断基準で制限されることはないという理解でよろしいでしょうか。	審査の際に活用するその他関連情報とは、以下の情報を指します。 ・供給計画 ・供給計画に準じた計画（供給計画の提出義務が無い安定電源提供者又は変動電源提供者の場合） ・ビジネスプラン（発動指令電源提供者の場合） ・参入ペナルティの有無 具体的には容量市場業務マニュアルに記載する予定です。今後の議論により追加される場合は、同マニュアルに反映致します（なお、容量市場業務マニュアルの策定時には意見募集を行います）。 期待容量の登録は、市場参加資格事業者が自ら供給計画ガイドライン又はビジネスプランに基づき算出して頂いた数値を申告して頂くものです。本機関は、市場参加資格事業者から登録頂いた申告値の適切性を、上記の情報等に基づき審査致します。
4	第32条の19	・リクワイアメント、ペナルティの内容については、各年度の募集段階で開示されるものと思うが、できれば前広にお願いしたい。 ・リクワイアメントは新設・既設で一律にするのではなく、新設の運開月に応じた調整設定が望ましい。本制度は、発電事業者の投資意欲を喚起することも目的の一つと聞いているが、新設も既設と同じ稼働日数を義務付けられるのであれば、運開が年度当初にならない電源はそれだけ固定費回収機会を毀損されることになる。	・リクワイアメント、ペナルティの具体的内容は、各年度の募集要綱の他、容量市場業務マニュアルにおいてもお示しする予定です。 ・国の制度検討作業部会中間取りまとめにおいて、新設電源と既設電源の支払額は同等に扱うものと整理されています（1年間の契約期間における供給力に対して支払を行う）。よって、現時点においてはその対価を得る条件となるリクワイアメントに差異を設

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
		<p>容量市場のない現行制度であれば、小売り側と固定費回収について調整できるところ、容量市場導入で調整不可となる部分が生じるのでは、kWh市場を安定させる・kWhを低廉な価格に導くという制度趣旨にもとると考える。年度途中の容量価値を認めていただければ、その分発電者には早期運開のインセンティブにもなる事から、導入検討をお願い致したい。</p>	<p>けることは考えておりませんが、容量市場の制度自体の検証・見直しについては定期的に行う予定です。</p>
5	第32条の19	<p>・電力レジリエンス小委において、『夏冬の計画停止を回避するというのは、工事業者の確保の他にも、様々な実情から必ず担保する事は難しい事情がある反面、一方、需要期の停止を安易に認めると、追加調達量の増加＝小売及び需要家の負担が増える事には何らかの歯止めが必要』という議論がなされている。</p> <p>容量市場検討会でリクワイアメントの詳細議論という扱いになっており、何卒適切な設計をお願いしたい。特に、送配電事業者と発電事業者の「停止期間の調整」が、何を以て「全国大で調整がなされた」とするのか、定義は非常に重要と考える。</p>	<p>今後、開催される容量市場の在り方等に関する検討会や国の制度検討作業部会の討議を踏まえ、適切に対応して参ります。</p>
6	第32条の19	<p>・電力レジリエンス小委および需給調整市場小委において、ブラックスタート電源の取り扱いが議論になっており、これまで通り適切に維持・具備される事が必要な電源である事に異論はない。</p> <p>但し、求められる要件や稼働頻度を考えると、ブラックスタート電源を持ちうる事業者は限定的であり、単純に市場原理に任せてしまうと価格高騰の懸念が否定できない。現在同様、託送料原価査定の中で処遇を定めるか、仮に入札となったとしても価格をモニターするなど、手当ての検討が望ましい。</p>	<p>容量市場においては、ブラックスタート電源に対して、特別な扱いを行う予定はありません（ブラックスタート電源の調達の仕組みにつきましては、本機関の需給調整市場検討小委員会の場において議論を進めております）。</p>
7	第32条の33	<p>調整力公募等に基づく一般送配電事業者からの指令に応動した供給力の実績はもちろん、小売事業者等の指令に応動した供給力の実績であっても、実効性テスト結果の提出の省略が可能になるように、ご検討をお願いします。</p>	<p>容量市場における実効性テストの位置づけは、発動された供給力の実績の確認だけではなく本機関又は一般送配電事業者から指示を受けたアグリゲーター自身のアグリゲートリソースに対する調整（発動）能力も含めて確認するものです。</p> <p>上記の整理を踏まえると、ご意見頂きました小売電気事業者の指令に応動した実績は、実績そのものは確認できるものの、本機関又は一般送配電事業者から指示を受けてアグリゲーターが適切に調整（発動）する能力を確認したことにならないことから、実効性テストの省略手続きにはご使用できないこととなります。</p> <p>なお、電源Ⅰ'の実績は一般送配電事業者の指示によって発動した実績となるので省略手続きにご使用できます。</p> <p>実効性テストの省略条件等の詳細は、容量市場業務マニュアルにおいてお示し致します。</p>

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
8	第32条の39	<p>電源等差替にあたっては、これまでの制度設計の議論において、新電力等も差替先電源等を確保しやすくする観点が重要と整理され、差替先電源等情報が公開されることとなっています。この政策目的が達成されているか（一部の大規模事業者の陣営しか電源等差替を活用できない状況となっていないか）、透明性を確保して確認していくために、電源等差替の成立結果についても、公表いただけるように、ご検討をお願いします。具体的には、電源等差替が成立したものについては、差替先電源等提供者の名称、差替先電源等の名称、電源等差替の登録申込みを行った容量提供事業者の名称等を公表いただく方向でご検討をお願いします。</p>	<p>差替先電源等情報に関しましては、ご指摘頂いております通り制度設計の議論に基づき、容量市場システムにおいて公開されます。</p> <p>また、差替成立後の差替先電源等提供者の名称、差替先電源等の名称、電源等差替を行った容量提供事業者の名称等の情報につきましては、電源等差替を行った容量提供事業者の容量確保契約の情報となることに鑑み、公表ではなく、業務規程第32条の20第2項に基づき、開示情報（一部情報は符号化）として取り扱うこととなります。</p>
9	第168条第2項	<p>（質問）</p> <p>第12回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の資料1において、広域機関は、情報の更新頻度を定めることは出来るが、公表項目はエネ庁のガイドラインに従う旨を業務規程や送配電等業務指に記載することとなっており、そのようにした目的は機動性の確保であったとの認識。</p> <p>今回の規程の変更案では、公表項目についても、国の政策方針又は審議会等における結果を考慮のうえ、広域機関で定めることができるような記載になっている点が、小委の整理と異なる。</p> <p>小委の整理であれば、ガイドラインの改正が前提であり、その際には従来どおりパブコメにより様々な方からの意見聴取が可能となるが、今回の変更案ではそのステップが省略されてしまうのではないか。その点をどのように補完されることでお考えかご教示いただきたい。</p>	<p>機動性確保のため、ガイドラインに記載している項目以外に別表に項目を追加し公表する場合においては、資源エネルギー庁や関係事業者と調整の上、必要と認められた項目は別表に追加し公表することと致します。</p> <p>また、追加する項目を公表することが、会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合は、業務規程第6条に基づき、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表することと致します。</p>